

鳥取市民生児童委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市民生児童委員協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市における民生児童委員の連携、研究協議、活動等の促進を目的として組織される鳥取市民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援し、もって地域福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度における協議会の運営に要する経費とする。

(補助金の算定額等)

第4条 本補助金は、基本年額1,000,000円に、地区民生児童委員協議会活動費年額31,200円及び民生委員1人当たり月額3,100円を加えた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、前条に規定する補助対象経費の実績を超えない範囲とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、運営計画書及び収支予算書を添付して毎年5月31日までに行わなければならない。

(交付時期)

第6条 本補助金の交付は、協議会の運営が円滑に行われるよう毎年6月30日までに行うものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、運営報告書及び収支決算書を添付して補助金の交付を受けた年度の翌年度の5月31日までにしなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行し、平成13年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年度における補助金の額の算定の特例)

2 平成18年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1,000,000円」とあるのは、「3,374,600円」とする。

(平成19年度における補助金の額の算定の特例)

3 平成19年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1,000,000円」とあるのは、「2,127,200円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度補助事業から適用する。

(平成19年度における補助金の額の算定の特例)

2 平成19年度分に限り、改正後の第4条の規定の適用については、同条中「1,000,000円」とあるのは、「2,127,200円」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。